

# 仕 様 書

## 1 業務名

学校給食センターグリストラップ槽等清掃及び汚泥等の収集・運搬、処分業務（単価契約）

## 2 業務目的

本業務は、学校給食センターに設置しているグリストラップ槽及び排水沈殿槽等（以下「グリストラップ槽等」という。）を定期的に清掃し、汚泥、廃油及び汚水（以下「汚泥等」という。）を処分することにより、当該設備の衛生管理及び円滑な運営を確保するものである。

## 3 業務場所

可部地区学校給食センター（広島市安佐北区亀山南三丁目29番2号）

阿戸地区学校給食センター（広島市安芸区阿戸町2864番地2）

## 4 作業内容

### (1) 汚泥等の収集

受注者は、前記3のグリストラップ槽等の汚泥等を収集する。

汚泥等の搬出予定量は、49.2 m<sup>3</sup>で、実施回数、1回当たり搬出量（目安）、清掃及び収集場所は、次のとおりとする。

センター名	期間	実施回数	1回当たり搬出量(目安)	清掃及び収集場所
可部地区学校給食センター	4～12月 (9か月間)	5回	10.8 m <sup>3</sup> ※12月は5.4 m <sup>3</sup>	グリストラップ槽（2槽）
阿戸地区学校給食センター	4～3月 (1年間)	6回	0.1 m <sup>3</sup>	グリストラップ槽

上記搬出予定量、実施回数及び1回当たり搬出量（目安）は、汚泥等の発生量の変動その他の事由により増減する場合がある。

### (2) 清掃

汚泥等を収集後、槽の周囲の付着物を取り除き、水洗いする。

清掃後、塩素剤を散布して消毒する。

### (3) 運搬、処分

収集した汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正かつ安全に運搬、処分を行うものとする。

## 5 実施日時

業務の実施日時については、グリストラップ槽等の状況をみて学校給食センターの所長が指示するものとする。ただし、その指示は、原則として業務実施日の3日前までに行うものとする。

## 6 業務実施上の留意事項

受注者は、学校給食センターが教育施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう業務を実施すること。

## 7 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ、責任者及び従業員の住所、氏名を報告するものとする。
- (2) 受注者は、各回の作業完了の都度、発注者が定める実施報告書に学校給食センター所長の印を受け、実施月毎に健康教育課に提出するものとする。

## 8 その他

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準等に関する事項は、別紙による。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者・受注者協議の上、定めるものとする。

1 受注者は、委託契約書記載の委託業務の実施に当たって発生する産業廃棄物の排出について、産業廃棄物管理票で管理を行うものとする。

2 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりである。受注者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出し、発注者の承認を受けるものとする。なお、提出に当たっては、原本を提示し確認を受けるものとする。また、提出書類に変更が生じた場合は速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

[収集地]

許可都道府県 \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 \_\_\_\_\_  
事業の範囲 \_\_\_\_\_  
許可の条件 \_\_\_\_\_  
許可番号 \_\_\_\_\_

[運搬先]

許可都道府県 \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 \_\_\_\_\_  
事業の範囲 \_\_\_\_\_  
許可の条件 \_\_\_\_\_  
許可番号 \_\_\_\_\_

(2) 処分に関する事業範囲

許可都道府県 \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 \_\_\_\_\_  
事業の範囲 \_\_\_\_\_  
許可の条件 \_\_\_\_\_  
許可番号 \_\_\_\_\_

3 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

なお、予定数量に増減があっても、受注者は、損害賠償等を発注者に請求しないものとし、発注者はこの契約に定める処分委託費以外は一切支払わないものとする。

種類：汚泥、廃油 \_\_\_\_\_

数量：49.2 m<sup>3</sup> \_\_\_\_\_

4 処分の場所、方法及び処分施設の処理能力

(1) 受注者は、発注者から委託された前記3の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分の方法： \_\_\_\_\_

処分施設の処理能力： \_\_\_\_\_

(2) 処分後の廃棄物の最終処分は、次のとおりとする。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分の方法： \_\_\_\_\_

処分施設の処理能力： \_\_\_\_\_

5 収集・運搬のための積替え・保管の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬中に積替え又は保管することなく、速やかに前記4(1)に掲げる処分場に搬入しなければならない。

## 6 再委託

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、書面による承諾を与えて行われるものについてはこの限りではない。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除する。

## 7 産業廃棄物管理票

発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票に必要な事項を記入し、受注者に交付する。受注者は、発注者から交付された当該管理票に必要な事項を記入し、運搬を終了した日から10日以内、処分をした日から10日以内にそれぞれ発注者へ写しを送付する。

## 8 義務と責任

### (1) 発注者

ア 発注者は、受注者が情報を有しないことにより不適正な処理が生ずるおそれのある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託しようとする場合は、必要な情報を受注者に通知しなければならない。

なお、発注者は、必要な情報を通知しなかったことによって受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者は、後記9の規定にかかわらず、発注者に受託した廃棄物の引き取りを請求することができる。

イ 発注者は、処分を委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一、混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は受託した産業廃棄物の引き取りを拒むことができる。この場合において、発注者は委託料の支払いを免れず、受注者又は第三者に損害が生じた場合は、発注者の負担において原状回復に必要な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。

### (2) 受注者

ア 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

イ 受注者は、発注者から委託された収集・運搬又は処分が終了した都度、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、業務終了報告は、産業廃棄物管理票の写しで代えることができる。

ウ 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努めなければならない。

## 9 契約の解除

発注者が、広島市委託契約約款第14条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。